最終更新日：2015年12月4日

ホーチキ株式会社
代表取締役取締役社長 金森　賢治
問合せ先：専務取締役管理本部長 齊藤　順一
証券コード：6745
http://www.hochiki.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は、グループ共通の経営理念として「人々に安全を」「社会に価値を」「企業をとりまく人々に幸福を」を掲げ、防災事業を核とする企業活動を通して、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指した経営を展開しています。その実現のためには、健全で透明性の高いコーポレート・ガバナンスの充実が不可欠であるとの認識の下、コーポレートガバナンス・コードの各原則を尊重することを基本の方針に置き、株主の皆様を始めとするステークホルダーとの間に良好かつ信頼ある関係を構築することが、経営上の重要課題の一つであると考えています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

（補充原則１－２－２）
当社は、株主が株主総会の議案に関して十分な検討を実施できるよう招集通知の早期発送に努めています。また、今後開催する株主総会からは、株主総会の開催日の約3週間前までに、当社ホームページおよび東京証券取引所のウェブサイト等を通じて、招集通知の内容を開示する予定です。

（補充原則１－２－４）
当社は、現状、機関投資家や海外投資家の比率が低いと判断し、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳については対応していませんが、今後、機関投資家や海外投資家の比率が一定水準まで増加した場合には、対応につき検討を行います。

（原則１－４　いわゆる政策保有株式）
当社は、取引関係を維持、強化する目的で、政策保有株式として、取引先の株式を保有しています。一定金額以上の政策保有株式の保有開始に際しては、取締役会での事前承認を要件とするとともに、保有開始後においても、中長期的に当社にとって企業価値の向上につながるか否かの観点から、担当取締役による検証を適宜行っています。
今後は、定期的に、取締役会で主要な政策保有株式について中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、これを反映した保有の狙い及び合理性を確認していく予定です。
また、政策保有株式に係る議決権の行使につきましては、投資先企業の状況や取引関係等を総合的に勘案した上で、議案に対する賛否を判断しています。

（補充原則３－１－２）
当社は、現状、海外投資家等の比率が低いと判断し、英語での情報の開示・提供を行っていませんが、今後、海外投資家等の比率が増加した場合には、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を検討します。

（原則４－８　独立社外取締役の有効な活用）
当社は、経営判断の透明性・公平性を確保し、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、今後、独立社外取締役を増員して2名体制とすることを検討していきます。

（補充原則４－１０－１）
当社の独立社外取締役は取締役会の過半数に達してはいません。
当社は、取締役の指名等の重要事項については適宜、独立社外取締役に事前の説明を行い、助言を得ることとしています。また、取締役会では、独立社外取締役を交えて、慎重に審議しています。従いまして、独立社外取締役の適切な関与・助言を得ているため、任意の諮問委員会等は必要でなく、取締役会の統治機能の独立性・客観性を果たしていると考えています。

（補充原則４－１１－３）
当社は、本事業年度の終了後に各取締役にアンケートを実施し、アンケート結果を踏まえ分析・評価を行うことにより、取締役会全体の実効性向上に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

（原則１－７　関連当事者間の取引）
当社は、取締役との取引を行うに際しては、当社や株主共同の利益を害することのないよう慎重に検討し、取締役会決議を経ることとしています。主要株主等との取引については、担当取締役が市場実勢等を勘案して個別に妥当性を確認しているほか、社内規程に基づいた承認手続を実施しています。

（原則３－１　情報開示の充実）
（１）について
経営理念については、当社ホームページ上で開示しています。
（URL: http://www.hochiki.co.jp/investor/rinen.html）
また、経営戦略、中期経営計画については、当社ホームページ上で決算説明会資料として開示しています。
（URL：http://www.hochiki.co.jp/investor/presentation.html）

(2)について
本書の冒頭「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

(3)について
取締役の報酬は、固定部分(基本報酬)と、業績に連動する変動部分(賞与)で構成しています。
各事業年度における報酬総額は、株主総会で決議した報酬総額の上限額の範囲内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を総合的に考慮の上、取締役会の決議により決定し、個別の配分は代表取締役社長に一任しています。

(4)について
取締役候補者の選任については、組織を牽引するリーダーシップ、経営視点で会社全体を見渡すことのできる能力等を考慮し、総合的な観点から人材を選定しております。
監査役候補者の選任については、各専門分野、企業経営、当社事業活動それぞれに関する経験や知識等を総合的に考慮し、監査役会の同意を得て人材を選定しています。
以上の方針に基づき、代表取締役社長が総合的な判断のうえ、独立社外取締役の意見も参考にしつつ取締役・監査役候補者の案を作成して取締役会に提出し、取締役会において慎重に決議しています。

(5)について
当社は、上記(4)を踏まえ、個々の取締役・監査役候補の選任・指名に際し、株主総会参考書類において説明を行っています。具体的には、社外取締役・社外監査役候補者については選任理由を、社内取締役・監査役候補者については経歴の開示を行っています。

(補充原則4－1－1)
当社は、業務執行体制として、業務執行取締役のほか、いわゆる執行役員を設けています。
また、取締役会規則により取締役会の決議事項を明確に定め、決議事項に該当しない事項については、各種規程に則り、業務執行取締役や執行役員に委任する範囲を明確にしています。

(原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)
当社は、会社法が定める社外取締役の要件および東京証券取引所が定める独立性基準に従い、独立社外取締役を選任しています。

(補充原則4－11－1)
当社は、取締役会の役割・責務を実効的に果たすため、知識・経験・能力のバランスや、多様性と適正規模の両面に配慮して、取締役会を構成しています。
具体的には、社外取締役は、企業経営者・有識者などを、経験・見識・専門性を考慮したうえで2名以上選定しており、取締役会における監督的立場を担っています。
社内取締役については、組織を牽引するリーダーシップ、経営視点で会社全体を見渡すことのできる能力等を考慮するとともに、当社の企業運営を構成する各業務執行部門における専門的な能力を有する人材を適切なバランスで選任する等、総合的な観点から人材の選定を行っています。
また、監査役には、財務・会計に関する適切な知見を有している者を1名以上選任しています。
取締役の人数は、上記を総合的に勘案して社内取締役・社外取締役を併せて20名以内としています。

(補充原則4－11－2)
社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向け、兼職については合理的範囲に留めることとしています。取締役・監査役の兼職状況については、株主総会招集通知の事業報告で開示しています。
また、当社は、社外監査役の内1名は常勤監査役としています。

(補充原則4－14－2)
当社は、社内取締役に対し、就任に際しての社外研修の受講を義務付けており、取締役に求められる役割と責務について理解する機会を設けています。
また、社外監査役のうち1名が常勤しており、各部所への往査や社内の重要会議への出席等を通じて会社の事業・組織等に関する現況を把握しています。常勤監査役(常勤社外監査役を含む)は業界団体等のセミナーや情報交換会に適宜参加し、監査に必要な知識・情報の取得ができる体制としています。
更に、社外取締役・社外監査役に対しては、当社の工場等の拠点を視察し、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得する機会を設けています。

(原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針)
当社は、株主との対話全般について、IR担当取締役が統括しています。
経営企画室IR担当は、投資家からの電話取材や個別ミーティングの要請に対し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上という目的のために合理的な範囲内で積極的に対応するとともに、必要に応じて総務、財務、経理、法務部門等との協働体制を持ってこれに当たります。
個別面談以外では投資家を対象とした決算説明会の充実を図るとともに出席者アンケートを収集し、株主との対話を重視したIR活動に努めています。
様々な対話において把握された株主の意見・懸念については、必要に応じ、経営陣幹部に報告しています。
また、社内規程として「内部情報管理および内部者取引管理規程」を定めるとともに、対話に際してインサイダー情報を漏洩することが無いよう十分な注意を払い情報管理を徹底しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
綜合警備保障株式会社	4,380,000	15.01
ロバートボッシュインベストメントネーデルランドビーブイ	3,963,000	13.58

東京海上日動火災保険株式会社	2,359,306	8.09
三和ホールディングス株式会社	2,274,000	7.80
三井住友海上火災保険株式会社	993,000	3.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	965,000	3.31
ホーチキ従業員持株会	898,586	3.08
トーア再保険株式会社	850,446	2.92
三菱UFJ信託銀行株式会社	612,500	2.10
セコム株式会社	420,000	1.44

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	14 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
植村　裕之	他の会社の出身者											○
松本　誠一	他の会社の出身者							○	○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
植村　裕之	○	―――	植村裕之氏は、三井住友海上火災保険株式会社のシニアアドバイザーであり、経営者としての豊富な経験と高度な知見に基づき、社外取締役として独立した客観的視点で、取締役会の意思決定の適法性を確保するための有効な助言をしていただけるとともに、経営に対する適切な監視を行っていただくことを期待して、独立役員に指定しております。
松本　誠一		松本誠一氏は、綜合警備保障株式会社の元執行役員であり現在は参与であります。同社は当社の主要株主であり、筆頭株主であります。また、当社は同社との間に取引関係がありますが、平成27年3月	経営者としての豊富な経験と高度な知見に基づき、取締役会の意思決定の適法性を確保するための有効な助言をしていただけるとともに、経営に対する適切な監視を行っていただく

		期の売上高に占める取引の割合は5.2%程度であります。	ことを期待して、社外取締役に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、毎年会計監査人より提出される「年間監査計画」に基づき、監査重点項目、監査業務執行メンバー、監査日程、監査内容の概要について説明を受けるほか、必要に応じて会計監査人の往査及び監査講評に立ち会うとともに、会計監査人に対して監査の実施経過について適宜報告を求めるなど、連携をとっております。
また、内部統制機能の充実を図るため、通常の業務執行部門より独立した内部監査室(6名)を設置し、社内各事業所及びグループ会社を対象に金融商品取引法第24条の4の4に定める財務報告の信頼性に関する内部評価を実施し、改善事項の指導を行うとともに、その進捗状況等につき、社長・監査役に報告しております。
監査役、会計監査人、内部監査室は連携しつつ内部統制の状況等について把握するとともに、適宜意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
岡松　寿治	他の会社の出身者							△						
野口　知充	他の会社の出身者										○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡松　寿治		岡松寿治氏は、過去(4年前)に、当社のメインバンクである三菱UFJ信託銀行株式	長年に亘り培われた職務経験に基づき、取締役会の意思決定の適法性を確保するための有効な助言をしていただけるとともに、経営に

		会社の業務執行者として勤務しておりました。	対する適切な監視を行っていただくことを期待して、社外監査役に選任しております。
野口　知充	○	野口　知充氏は、トーア再保険株式会社の取締役社長であり、当社は同社との間に資金借入18百万円の融資取引関係があります。	経営者としての豊富な経験と高度な知見に基づき、社外監査役として独立した客観的視点で、取締役会の意思決定の適法性を確保するための有効な助言をしていただけるとともに、経営に対する適切な監視を行っていただくことを期待して、独立役員に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

通常の月額報酬、取締役賞与で業績に応じて報酬を決定しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役に2015年3月期に支払った報酬等　　17名 261百万円
（内、社外取締役　　2名　 4百万円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬限度額は、平成3年6月27日開催の第95回定時株主総会において月額18百万円以内(ただし、使用人給与は含まない。)と決議いただいており、当該報酬限度額の範囲内で取締役会で承認された方法により決定しております。
また、中長期の業績を反映させる観点から、月額報酬の一定額以上を拠出し役員持株会を通じて自己株式を購入することとし、購入した株式は在任期間中、そのすべてを保有することとしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役の専従スタッフは配属しておりませんが、総務部が窓口となり、必要に応じサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、監査役会設置会社であります。会社の機関として株主総会、取締役会及び監査役会を設置しております。そのほかに、常務会、経営委員会を設置し、業務執行における意思決定の迅速化に努めております。
取締役会は、社外取締役2名を含む全取締役14名で構成され、毎月1回の定期開催の取締役会のほか必要に応じた常務会・経営委員会の開

催により、重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに代表取締役及び業務担当取締役の業務執行状況の監督を行っております。
監査役会は、社外監査役2名を含む4名で構成され、監査の方針・計画・方法、その他監査に関する重要な事項についての意思決定を行っております。監査役は、取締役会や常務会等に出席するなど取締役の業務執行の状況を客観的な立場から監査しております
　内部監査につきましては、業務部門から独立した内部監査室を設置し、各部所の業務執行の監査を実施するとともに、監査役とも連携して業務改善指導を行うことにより、内部統制の強化を図っております。
　リスク管理の体制として、主として取締役で構成されるリスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、事業活動を取り巻くリスクの評価や分析を含めて検討し、迅速な対応の決定を行っております。その他、PL委員会、債権保全委員会を設置し、リスク管理の徹底を図っております。
　当社の業務執行の体制、経営監視及び内部統制の仕組は末尾の「コーポレート・ガバナンスに関する体系図」のとおりであります。
　会計監査人は新日本有限責任監査法人に依頼し、会計監査及び内部統制監査の環境整備を図っております。提出会社の会計監査業務を執行した公認会計士は、指定有限責任社員新居伸浩及び指定有限責任社員鈴木達也であり、提出会社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他7名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、独立の機関である監査役による監査機能の発揮がコーポレート・ガバナンスの充実において有効であると判断し、監査役会設置会社形態を採用しております。また、意思決定の透明性・公正性を確保しつつ、迅速・果断な意思決定を行うため、独立社外取締役を選任することにより取締役会の監督機能を強化しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	平成27年第119回定時株主総会は、招集通知を法定期日より1営業日前に発送し、6月26日に開催いたしました。 また、株主総会当日は、総会会場にて開始までの間、会社紹介ビデオを放映するとともに、終了後は、ショールームにおいて商品説明会を行うなど、当社の理解をより深めて戴くようにしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1～2回、アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書及び四半期報告書、その他適時開示資料を当社ホームページ(http://www.hochiki.co.jp/)に掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRに関しては、経営企画室で担当しており、個人、機関投資家からのお問合わせ、インタビュー、会社訪問等に対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念に下記を定め、その立場の尊重に努めております。 一、人々に安全を（災害の防止をとおして人命と財産の保護に貢献する。） 一、社会に価値を（社会に価値ある商品とサービスを提供する。） 一、企業をとりまく人々に幸福を（従業員と株主、協力者および地域社会の人々に豊かな生活と生き甲斐のある場を提供する。）
環境保全活動、CSR活動等の実施	町田事業所・宮城事業所において、ISO-14001認証を取得しております。 宮城事業場に「風力発電設備」と「太陽光発電設備」を設置しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	内部情報管理及び内部者取引管理規程を定め、内部情報の管理を徹底するともに、適時適切な開示に努め、経営の透明性に努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社業務の適正性を確保するための体制（内部統制システムという）構築を図るため、会社法第362条第5項に基づき、「内部統制システム構築の基本方針」を制定する。
経営トップ以下全役職員は、実効性のある内部統制システムの構築に努め、常にこれを見直し体制整備を図る。

(1)取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
a) 取締役会は、「ホーチキグループのコンプライアンス方針」を定め、経営理念のもと、法令・社会的規範・倫理を踏まえ、役職員一人ひとりが、誠実で公正な行動を行うための指針とし、法令遵守を徹底する。
b) コンプライアンス体制の維持・向上を図るため、リスク管理・コンプライアンス担当取締役を委員長とする「リスク管理・コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する年間計画（重点方針等）を審議し、実施状況を含め取締役会に報告する。
c) リスク統轄部所をはじめ各本部は規程整備や教育研修等の諸施策を推進する。
d) 社内外に受付窓口を持たせた「ホットライン制度（内部通報制度）」を設置し、通報者の保護に留意してコンプライアンスに関する事案の早期発見と解決を図る。
e) 社長直轄の内部監査室が各部所の法令・社内規程等の遵守状況を監査する。
f) 金融商品取引法その他の法令に基づき、財務報告が適正に作成されるための体制を整備し、運用する。
g) 反社会的勢力との一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対し会社として毅然とした態度で対応する。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
a) 取締役会議事録、稟議書その他その職務の執行に係る情報に関する「文書管理規程」を定め、その社内規程の定めるところに従い適正に保存し、管理する。
b) 各取締役及び各監査役の要求があるときは、これを閲覧に供する。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
a) 取締役会は、「ホーチキグループのリスク管理方針」を定める。
b) 「リスク管理・コンプライアンス委員会」は、経営に重大な影響を及ぼすリスクの調査・分析・評価を行い年度ごとに「重点管理リスク」を審議し、実施状況を含め取締役会に報告を行う。
c) リスク統轄部所はじめ各本部はリスクを予防・軽減するための諸施策を推進し、各本部の長は、「内部統制全般に関するリスク管理の状況」について、定期的にリスク管理・コンプライアンス委員会並びに取締役会に報告する。
d) 取締役会は、「危機管理規程」を定め、重大な災害・事故等が発生しリスク管理・コンプライアンス担当取締役が緊急事態と判断した場合には、代表取締役社長は対策本部の設置など、通常業務へ復帰するための必要な措置を実施する。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
a) 社内規程を整備して、職務権限と意思決定の手順を明確化し、効率的な事後の検証を可能とさせ、適正に職務が行われる体制を維持推進する。
b) 業務執行に関する重要事項については、取締役で構成する常務会において審議し、社内規程に基づき取締役会又は経営委員会で決議する。
c) 取締役会は、ホーチキグループの経営計画を決議し、経営方針並びに経営目標を明確にする。
d) 取締役会は、経営計画を具体化するために年度予算を承認し、四半期毎に進捗の報告を受ける。

(5)当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
a) 取締役会は「グループ会社管理規程」を定め、担当本部によるグループ会社の業務管理の実施やグループ会社社長を招集した定期的な経営委員会の開催など、グループ会社の経営内容を適時、的確に把握し、緊密な連携をとるとともに重要案件につき協議・決定する体制とする。
b) 当社は役職員を取締役として重要なグループ会社に派遣し、グループ会社の取締役の職務執行及び、事業全般に対して監督を行う。又、グループ会社取締役は内部統制に関する重要な事項を定期的に当社経営委員会及びグループ会社の取締役会に報告し、コンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかに担当本部を通じリスク管理・コンプライアンス委員会に報告する体制とする。
c) グループ会社は「ホーチキグループのコンプライアンス方針」、「ホーチキグループのリスク管理方針」等を共有し、周知徹底と体制整備に努める。
d) グループ会社は金融商品取引法その他の法令に基づく財務報告体制の整備・運用を行い、当社は必要な監査を行う。さらに、海外現地法人は現地の会計制度や法規制等に対応するため、財務報告体制はじめ適切な体制の整備・構築に努める。
e) グループ会社はその規模と目的に応じた職務権限規程等と業務執行体制を整備し、ホーチキグループの経営計画に沿った経営方針及び経営目標による経営を推進する。

(6)監査役の職務を補助すべき使用人、その使用人の独立性、及び使用人に対する指示の実効性に関する事項
a) 監査役の要請があった場合、監査役の職務を補佐するスタッフを配置する。
b) 当該スタッフの人事については監査役の同意を得るものとする。
c) 監査役スタッフは当該スタッフ業務の遂行に際し取締役の業務執行とは独立し、監査役の指揮命令下で業務を遂行する。

(7)取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
a) 当社役職員は、当社及びグループ会社に重大な損失を及ぼすおそれのある事実、役職員による違法または不正な行為を認識したときは、監査役に報告する。
b) 当社及びグループ会社の役職員は、監査役からのヒアリング又は調査依頼に対し、協力するものとする。
c) 監査役は、内部監査室及びリスク統轄部所、並びにグループ会社監査役から定期又は随時に法令遵守とリスク管理の整備・運営状況について報告を受ける。
d) 当社は、監査役へ報告を行った当社及びグループ会社の役職員に対して、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行わない。

(8)監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
a) 当社は、監査役又は監査役会の職務の遂行に必要な費用はその請求に応じて支払う。

(9)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a） 代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、又内部監査室及び会計監査人との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
b） 監査役は、取締役会はじめ常務会・経営委員会など重要会議に出席し、意見を述べる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向け、コンプライアンスの基本方針である「ホーチキグループコンプライアンス行動規範・行動指針」に社会的秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決することを取締役会で決議したうえで宣言しており、総務部を統括部所とし事案により関係部所と協議のうえ、対応する体制としております。

また、平素から警視庁管内特殊暴力防止対策連合会や暴力追放運動推進センター及び警察署刑事組織犯罪対策課と連携し、反社会勢力に対する体制を整備するとともに、情報の収集、管理や対応マニュアルを作成する他、ビデオ等を活用した研修を行うなど周知を図り意識の向上に努めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

「会社の支配に関する基本方針」
当社は、「会社の支配に関する基本方針」について、以下のとおり決定しております。
(1)会社の支配に関する基本方針
上場会社である当社の株式は、譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆様より、自由で活発な取引をいただいております。よって、当社の財務及び事業の方針を支配する者の在り方についても、当社株式の自由な取引により決定されることを基本としております。したがって、大規模買付提案やこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の意思により判断されるべきであると考えております。
一方、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、経営の基本理念、企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えております。したがって、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案やこれに類似する行為を行うは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えております。
なお、大規模買付提案やこれに類似する行為があった場合には、直ちに情報の収集に努め、当該行為が当社に与える影響を分析し、基本方針に照らして不適切な者と判断した場合には、最も適切な措置をとってまいります。また、必要に応じ当社の考え、意見等を株主の皆様の判断材料となるよう開示いたします。

(2)基本方針の実現に資する取組み
当社では、当社の企業価値及び株主共同の利益を向上させることにより、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、下記a)の基本方針のもとに下記b)の施策を実施しております。
a) 当社の経営の基本方針
当社は、1918年の創業以来、「皆様の大切な人命や財産を火災からお守りする」という大きな使命のもと、製品やシステムの研究開発・製造から販売・施工・保守に至るまで一貫して火災防災に取組んでまいりました。また今日では、防災で培った技術・ノウハウを核としてセキュリティシステムや情報通信分野へとその事業の裾野を広げており、これらを融合し、さらに私たちの暮らしの基盤である一般住宅(家庭用防災)へも事業を拡大し、総合防災企業としてさらなる安心・安全・快適・利便の提供に邁進する所存であります。
このような背景のもと、当社は、「災害の防止を通じ人命と財産の保護に貢献する」ことを基軸とし、社会のニーズに適合した価値ある商品とサービスを供給するとともに、お客様、株主、取引先、その他地域社会の人々及び従業員に豊かな生活と生き甲斐のある場を提供する一方、地球環境の保全に配慮して活動することを経営の基本方針としております。
b) 中長期的な企業価値向上のための取組み
当社は、長期ビジョン「VISION2017」のもと、経営理念である「人々に安全を」「社会に価値を」「企業をとりまく人々に幸福を」を真に実践できる企業集団となることを目指し、グローバルに発展していくために自らを変革し、変化の激しい市場環境を乗り越えてまいります。
引き続き、国内における営業・施工力、メンテ・サービス力に基づく収益基盤強化を中核に置き、その収益力を源泉に「メーカー力の強化」「海外事業の強化」「働きがいのある会社の実現」に向けた変革に挑み、グループ全体としての財務戦略の強化に努め、収益性と資産効率の向上を目指し、利益の最大化に取組んでまいります。また、リスク管理体制の強化に努め、企業の社会的責任を果たしてまいります。
当社は、これらの取組みとともに株主の皆様をはじめお客様、取引先、従業員等ステークホルダーとの信頼関係をより強固なものにし、中長期にわたる企業価値の安定的な向上を目指してまいります。

(3)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み
上記のとおり中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益の向上を目指し当社の経営にあたってまいります。そのためには、株主様をはじめお客様、取引先、従業員等ステークホルダーとの間に十分な理解と協力関係を構築することが不可欠であります。当社は、平素より適正なる企業運営や適切な情報の開示に努め、当社のより良き理解者としての株主の皆様を増やしていくことに取組んでまいります。

(4)当該取組みが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて
当該取組みは、大規模買付提案やこれに類似する行為がなされた際に、当該買付け等に応じるべきか否かの判断材料となるよう、平素より適正なる企業運営や適切な情報の開示に努めるものであります。その最終的な判断が、株主の皆様の意思に委ねられていることから、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要
1. 当社は、内部情報の管理及び当社役員並びに従業員の当社「株式等」の取引に関する行動基準を定め、証券取引法に違反する内部者取引を未然に防止する事を目的とする「内部情報管理及び内部者取引管理規程」を制定し、諸法令等の改正に合わせ順次改正を行っております。
2. 重要な内部情報の社内管理、証券取引所への対応及び内部情報の適時開示の管理責任者として「管理本部長」を情報取扱責任者とし、内部情報は、情報取扱責任者に報告される体制となっております。
3. 上掲の体制の下、集められた内部情報が諸法令等で定める重要な事実に該当するか否かを、情報取扱責任者の管理下において、経理部、総務部及び内部監査室が外部機関等と連携し判断しております。
4. 重要な内部情報は発生後遅滞なく公表するものとし、具体的な内容及び時期は、取締役会等の決議・承認の上、決定しております。但し、緊急に開示を要する重要事項が発生した場合、代表取締役が速やかにこれを決定しております。
5. 重要な内部情報の公表については、情報取扱責任者が行う事としております。
6. 公表した適時開示資料については、当社のホームページに掲載する等、ディスクロージャーに努めております。

＜コーポレート・ガバナンスに関する体系図＞

